

習志野市災害時医療救護活動マニュアルの改訂について

【改訂の方向性】

- ・3.11やR1南房総市台風の実際より、現マニュアルの**震災風水害参集基準が現状と適しておらず**、見直しが必要。
- ・「習志野市災害時医療救護活動マニュアル」は全ての災害に対応している。

しかし、R1南房総市台風被害などの実際を踏まえると、現マニュアルへ**風水害対応を追加**することが必要。

・風水害はある程度予見し行動できる。建物・ライフラインの被害は想定できるが、傷病者は一部であり、必ずしも救護所設置は必要ではない。主要医療機関の機能状態を確認し、状況により行政が医療機関への支援を行う必要が生じるため、医療本部の立ち上げは必要。

そのため、**震災以外時に求められる医療本部の役割**の詳細を載せる。

・ライフライン被害により**在宅医療者（在宅で人工呼吸器・輸液等在宅医療機器の使用、透析等継続的な医療が必要な者）**への打撃が想定されるため、状況把握や支援が必要となることが想定される。

【主な改訂点】

① 市医療本部要員の参集基準と応急救護所設置基準

<現行> 災害対策本部と医療本部の参集設置基準は全て同様・

応急救護所の参集設置基準は震災以外は必要に応じて参集指示。

<現行>	災害時医療		
	災害本部設置	医療本部設置	応急救護所設置
震度・津波の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度5強以上→自動配備 ・「津波警報」「大津波警報」発表→自動配備 ・市長が必要と認めた時→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度5強以上→自動参集 ・東京湾内に大津波警報（特別警報）発表→自動参集 ・東海地震警戒宣言発令→自動参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度5強以上→自動参集 ・東京湾内に大津波警報（特別警報）発表→呼び出し ・東海地震警戒宣言発令→呼び出し
風水害等基準	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報発表→自動配備 ・市長が災害対策本部の設置が必要と認めた時→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に気象の特別警戒発表→自動参集 ・その他、市災害対策本部長が必要と認めた時（大規模事故なども含む）→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市に気象の特別警戒発表→呼び出し ・その他、市医療本部長（健康福祉部次長）が必要と認められた時（大規模事故なども含む）→呼び出し

② 医療本部の活動内容（活動事項）の追加

- マニュアルp10
「医療本部・活動事項」へ追加
- ・活動内容「応急救護所の設置の検討・指示」の項目に「震災以外（風水害・大規模事故等）」を追加
 - 応急救護所設置の検討のための把握内容と、応急救護所の設置に至らない場合の医療本部役割を記載。
 - ・「在宅医療者への医療情報提供と支援」の追加

③ 「新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策」の追加

- マニュアルp10～
「応急救護所の活動」内へ追加
- 応急救護所は感染の有無に関わらず、全ての人を受け入れる。
しかし、その時点での感染レベルを考慮し、災害本部と医療本部で方針を事前に検討し対応していくことが必要。

【案】

発災時の救護活動において、常に、新型インフルエンザ等の感染症への感染の可能性を考慮した救護活動を行う。

また、発災時の感染状況を考慮し、市災害本部と医療本部の十分な連携の上で、感染症状を有する者に対する適切な対応を事前に検討する。

【感染予防を考慮した応急救護所運営について】

- ・定期的な換気を行う
- ・来所者の検温・手指消毒の実施。咳・発熱等感染症状のある来所者に対してマスク着用を依頼。
- ・スタッフの防護衣等の着用。
- ・設営の段階から、机やいすの間隔を一定程度あげ、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・要員の中から誘導員を選任し、密集・密接を作らないように処置室への入室を制限する。
- ・咳・発熱等感染症状のある来所者の待機スペースを確保する。

【「マニュアル改訂」にあたっての今回の検討事項】

- ① マニュアル改訂作業を進めるにあたっての部会の開催の承認
- ② 部会メンバーの選出
(令和元年度会議では、部会メンバーとして医師会より4名・歯科医師会より1名、薬剤師会より1名選出)
- ③ 部会の進め方（会議形式・メール等で意見集約等）